

1 予定価格が250万円以内の場合

原則3者以上から見積書を取っていただきますが、必ず同じ仕様により、また、内訳が分かる見積書の作成を依頼してください。（「〇〇工事一式」のような記載のみでは不可。）

3者以上の見積書から、一番低廉な価格の業者を選定のうえ、契約を行ってください。契約金額が100万円以下の場合は請書、100万円を超える場合は契約書の作成が必要です。

工事着工後、工事着工報告書を提出してください。

2 予定価格が250万円を超える場合

入札手続きが必要です。

県が行う契約方法に準じて実施していただきます。

